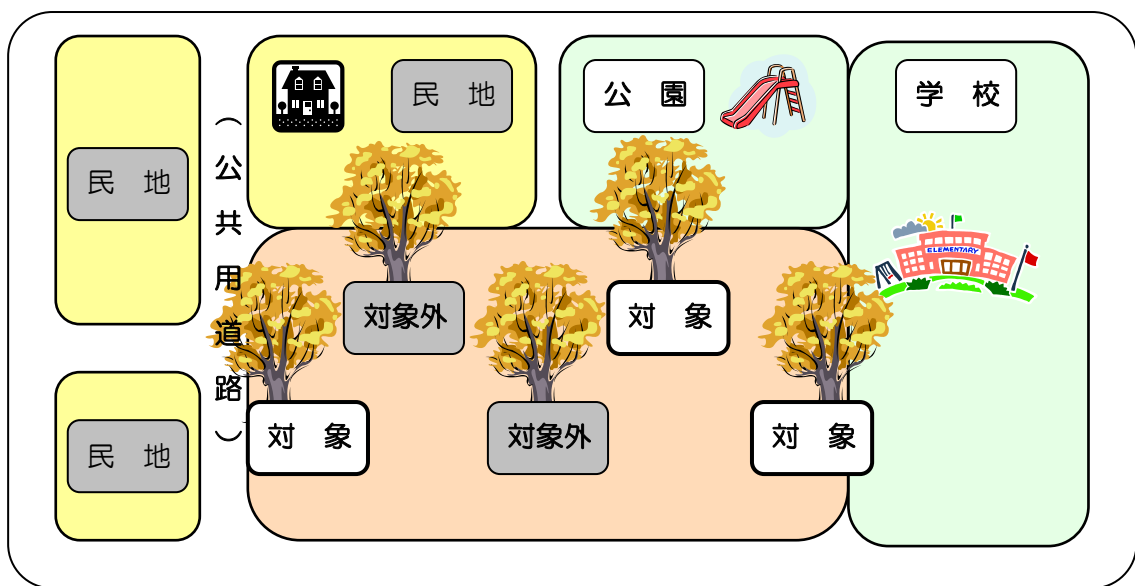


— 保存樹木等樹木医診断・大規模剪定補助金の概要 —

長野市では、「都市の美観風致を維持するための樹木の保全に関する法律」及び「長野市緑を豊かにする条例」に基づき、保存樹木及び保存樹林を指定し、市民共通の財産として保全していますが、保存樹木及び保存樹林の倒木等による事故を防止し、市民の皆さまの安全を確保するため、樹木医による調査診断及び、枯枝の除去等の大規模剪定に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

1 補助対象となる保存樹木

「国道、県道、市道等の公共用道路」または「公園や学校など国または地方公共団体が管理する公共用地」に倒木・枯枝の落下等の危険がある保存樹木または保存樹林が対象です。



2 樹木医診断補助金

樹木医（農林水産大臣告示に基づき、(財)日本緑化センターが行う資格審査に合格し、樹木医として登録された者）による調査診断に要する経費を補助します。

対象経費	補助率と補助限度額
保存樹木・保存樹林の診断に要する経費	対象経費の3分の2以内 補助限度額：4万円

3 大規模剪定補助金

2の樹木医診断に基づき、倒木や枯枝の落下等の危険を防ぐために実施する大規模剪定に要する経費を補助します。（*事前に樹木医の診断が必要です。）

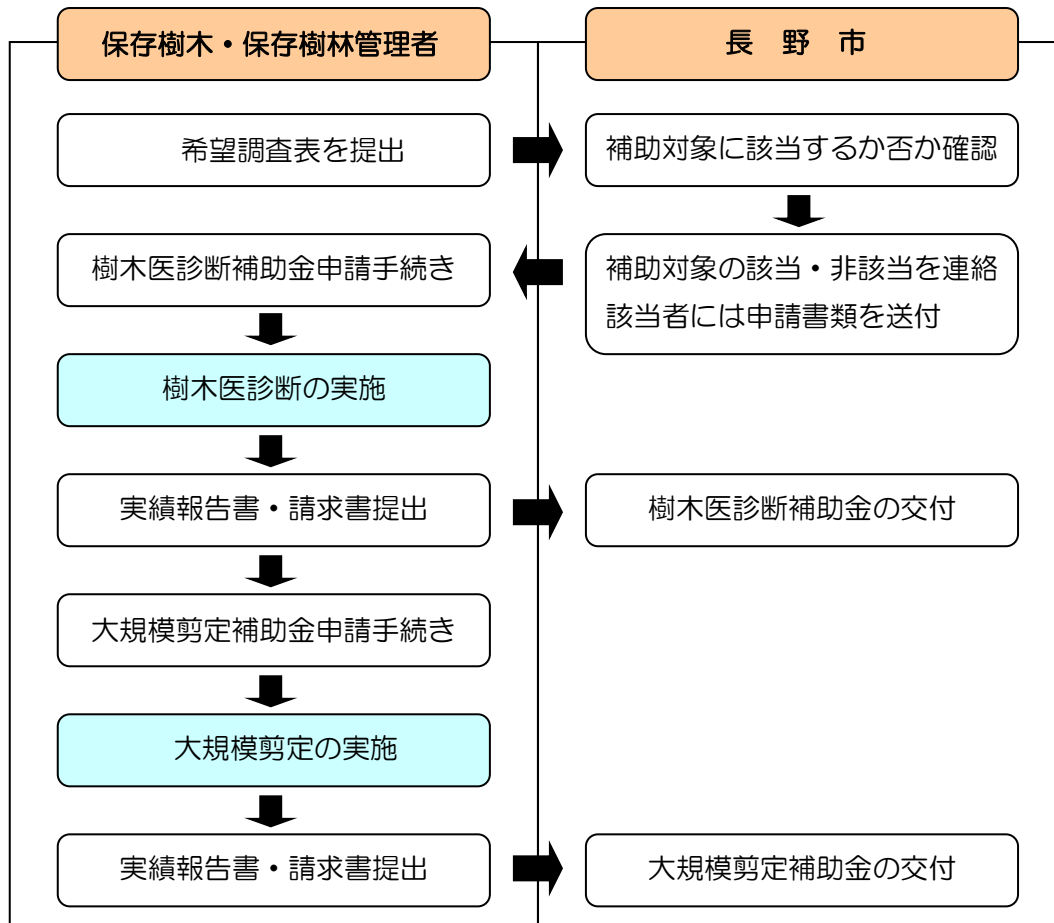
対象経費	補助率と補助限度額
対象となる保存樹木の剪定・枯枝の除去等に要する5万円以上の経費	対象経費の2分の1以内 補助限度額：25万円

4 留意事項

補助対象に該当する樹木のうち、危険度・緊急性が高いと判断されるものから優先させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、特別の事情がない限り、補助金を交付した翌日から起算して3年間は、新たに補助金を交付することは出来ません。

5 補助金申請の手順



6 損害賠償保険への加入について

倒木や枯枝の落下等による事故は、所有者（管理者）の責任になる場合があります。万一の事故に備え、損害賠償保険等への加入をお勧めします。詳しくは、各保険会社にお問い合わせください。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613
長野市役所都市整備部公園緑地課
企画・緑育担当
(直通) 026-224-7285
(FAX) 026-224-5111
(E-mail) kouen@city.nagano.lg.jp